

湯河原町公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年 2 月 12 日

湯河原町長 内藤喜文

湯河原町規則第 2 号

湯河原町公共工事の前払金に関する規則の一部を改正する規則
湯河原町公共工事の前払金に関する規則（昭和 48 年湯河原町規則第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項中「5,000 万円を限度として」を削り、同条第 2 項中「2,500 万円を限度として」を削り、同条第 3 項を削る。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、令和 8 年 2 月 13 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則による改正後の湯河原町公共工事の前払金に関する規則の規定は、令和 8 年 2 月 13 日以後に行う公告又は通知により執行する公共工事について適用し、令和 8 年 2 月 12 日までにを行った公告又は通知により執行する公共工事については、なお従前の例による。